



金 沢 市 公 報

第 3 1 3 1 号

令和5年(2023年)12月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 監査公表	
● 告 示		○ 監査公表 (第14号)	(監査事務局) 2
○ 児童福祉法の規定による医療機関の指定について			
いて (地域保険課)	1		
● 公 告			
○ 土地区画整理事業の施行の認可について			
(市街地再生課)	1		

告 示

● 金沢市告示第308号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項第1号の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和5年12月11日

金沢市長 村 山 卓

1 訪問看護ステーション

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 Eris	金沢市黒田2丁目184番地2	訪問看護ステーションねねこ	金沢市黒田2丁目184番地2	令和5年10月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
アルプ薬局上安原店	金沢市上安原2丁目198番地	令和5年10月1日
クスリのアオキ新保本薬局	金沢市新保本5丁目64番地	令和5年10月1日
クスリのアオキ額新保薬局	金沢市額新保2丁目235番地	令和5年11月1日
クスリのアオキ森本薬局	金沢市吉原町ホ210番地	令和5年11月1日

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年12月11日

金沢市長 村 山 卓

1 施行者の名称

株式会社アクティブ中央サービス

2 事業施行期間

令和5年12月11日から令和7年3月31日まで

3 施行地区

金沢市長田本町チ及び南広岡町ハの各一部。地区内に介在する道路及び水路敷を含む。

- 4 土地区画整理事業の名称
金沢市長田本町土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
金沢市赤土町り4番地2
- 6 施行認可の年月日
令和5年12月1日
- 7 施行者の住所
金沢市赤土町り4番地2
- 8 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
事務所及び金沢市役所の掲示場に掲示する。

監 査 公 表

●金沢市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和5年12月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	前		誠	一
金沢市監査委員	源	野	和	清

第1 監査の概要

1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団 体 名	所 在 地	所 管 局 課
公益財団法人 金沢国際交流財団	金沢市本町1丁目5番3号	都市政策局 国際交流課
株式会社 金沢商業活性化センター	金沢市高岡町9番1号	経済局 商工業振興課
住吉工業協同組合	金沢市栗崎町4丁目80番地1	経済局 商工業振興課
安原工業団地協同組合	金沢市打木町東1400番地	経済局 商工業振興課
北陸名鉄開発 株式会社	金沢市彦三町2丁目5番27号	都市整備局 市街地再生課

2 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、前誠一、源野和清

3 監査の範囲

令和4年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた令和5年度及び令和3年度以前の事務を含む。）

4 監査の期間

令和5年7月18日から同年11月24日まで

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に基づき、公益上の必要性は十分か、公金が適正かつ効率的に運用されているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

出納その他の事務の執行を対象として、あらかじめ必要と認められる監査資料の提出を求め、監査対象団体の責任者及び監査対象団体（施設）を所管する関係職員から事業等についての説明聴取を行うとともに、関係帳簿及び関係書類の照合、通査及び実査を行った。

主な監査帳票

公益財団法人 金沢国際交流財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、事業計画書、予算書及び決算諸表、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、支出負担行為何書、補助金等交付申請書及び実績報告書
株式会社 金沢商業活性化センター	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、事業計画書、予算書及び決算諸表、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、支出負担行為何書、補助金等交付申請書及び実績報告書
住吉工業協同組合	定款及び経理規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、支出負担行為何書、事業報告書、指定に関する根拠法令等、指定の手続管理に関する協定書
安原工業団地協同組合	定款及び経理規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、支出負担行為何書、事業報告書、指定に関する根拠法令等、指定の手続管理に関する協定書
北陸名鉄開発 株式会社	定款及び経理規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、支出負担行為何書、事業報告書、指定に関する根拠法令等、指定の手続管理に関する協定書

7 団体の概要

(1) 公益財団法人 金沢国際交流財団

ア 設立及び目的

金沢を中心とした地域において、地域の特性を生かし、活力にあふれた国際交流活動を実施することにより、市民レベルの相互理解と友好親善の促進を図るとともに、国籍や文化などの異なる人々が、互いの違いを認めあい、地域の構成員として共に生きていく社会の実現を図り、金沢の一層の発展に寄与し、もって普遍的な国際平和を目指すことを目的に平成元年3月に設立され、平成24年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産20,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和4年度）

金沢国際交流財団国際交流事業補助金 38,916千円

(2) 株式会社 金沢商業活性化センター

ア 設立及び目的

衰退化しつつある中心商業地の魅力と活力を取り戻すため、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき、商業者、金沢商工会議所、金沢市が協力して「街づくり機関」が設立され、中心商業地の活性化に積極的に取り組んでいくもの。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

資本金46,000千円のうち、23,000千円（出資割合50%）

(イ) 補助金等の交付状況（平成4年度）

金沢中心商店街集客・回遊性向上事業補助金	4,500千円
金沢商業活性化センター事務局運営事業補助金	4,410千円
むさし集客促進事業補助金	2,280千円
金沢まちなか情報発信事業補助金	1,500千円
金沢中心商店街外国人誘客促進事業補助金	1,500千円
まちなか出店促進強化事業補助金	850千円
金沢まちなかパーキングネット普及促進事業補助金	250千円

まちなかトライアル出店支援事業補助金 240千円

(3) 住吉工業協同組合

ア 本市との関係

(ア) 指定管理の状況 (令和4年度)

指定管理委託料 9,313千円

施 設 名
※金沢市ものづくり会館

※印は実査を行った施設である。

(4) 安原工業団地協同組合

ア 本市との関係

(ア) 指定管理の状況 (令和4年度)

指定管理委託料 6,996千円

施 設 名
※金沢市異業種研修会館

※印は実査を行った施設である。

(5) 北陸名鉄開発 株式会社

ア 本市との関係

(ア) 指定管理の状況 (令和4年度)

指定管理委託料 0円

施 設 名
※金沢駅東駐車場、※武蔵地下駐車場

※印は実査を行った施設である。

第2 監査の結果

1 公益財団法人 金沢国際交流財団

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善が望まれる事項については、団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

2 株式会社 金沢商業活性化センター

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

3 住吉工業協同組合

公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項については、団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

4 安原工業団地協同組合

公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

5 北陸名鉄開発 株式会社

公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、団体代表取締役社長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

【都市整備局 市街地再生課】

建築物の劣化点検について、点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要

な措置を早急に講じる必要がある。
(金沢駅東駐車場、武蔵地下駐車場)

令和5年(2023年)12月11日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄